

そえだまちじんけんかだい かん ちょうみんいしきちょうさ
「添田町人権課題に関する町民意識調査」への
きょうりよく ねが
ご協力のお願い

そえだまち たが じんけん そんなちやう あ じつげん めざ
添田町では、「お互いの人権を尊重し合えるまち」の実現を目指して、さまざま
とりくみ すす
な取組を進めているところです。

このたび、ちょうみん みなさま じんけん いけん うかが こんご じんけんしやく
このたび、町民の皆様の人権についてのご意見をお伺いし、今後の人権施策に
はんえい もくてき ちょうみんいしきちょうさ じっし
反映させることを目的として、町民意識調査を実施することといたしました。

ほんちやうさ ちょうみん みなさま じんけんそんなちやう すす
本調査は、町民の皆様とともに、人権尊重のまちづくりを進めていくための
たいへんじゅうよう いそが まこと もう わけ
大変重要なものですので、お忙しいところ誠に申し訳ございませんが、
さいご しつもん かいどう ねが
最後の質問までご回答いただきますようお願いいたします。

みなさま そっちやく いけん き きょうりよく ねが
皆様の率直なご意見をお聞かせください。ご協力をよろしくお願いいたします。

れいわ ねん がつ
令和7年8月

そえだまちきょういくいんかい
添田町教育委員会

この調査は、ちょうさ ちょうない すま さいいじやう かた なか おさくい ちゅうしゅつ かた たいしやう じっし
この調査は、町内にお住いの18歳以上の方の中から無作為に抽出した方を対象に実施するも
のです。(れいわ ねん がつ にちきじゆん)
令和7年4月1日基準)

この調査には、ちょうさ むきめい かいどう けっか どうけいてき しより かいどう
この調査には無記名でご回答いただき、その結果は統計的に処理いたしますので、回答から
こじん とくてい ちょうさ もくてきがい しやう
個人が特定されることはありません。また、調査の目的以外に使用されることもありません。

※アンケートについてご不明な点などがありましたら、かき と あ
下記までお問い合わせください。

と あ さき
【問い合わせ先】

そえだまちきょういくいんかい しゃかいきやういくか じんけんどうわすいしんかかり
添田町教育委員会 社会教育課 人権同和推進係

でん わ
電話：0947-82-5800

FAX：0947-82-2559

きにゅうじょう ねが
【記入上のお願ひ】

1. 調査は封筒の宛名の方が対象です。必ず対象者ご本人がご自分で、ご回答くださるようお願ひします。ただし、対象者の方の記入が難しい場合は、代理の方が対象者の方の回答を確認のうえ、記入してください。
 2. この調査は無記名ですので、住所や名前を記入する必要はありません。
 3. 回答の記入は、鉛筆またはボールペンで願ひします。
 4. 回答は、該当する項目を○で囲んでください。
 5. 回答数については、「番号1つ」の場合や、「あてはまる番号すべて」などの設問文に沿って回答してください。
 6. 回答が終わりましたら、同封の返信用封筒（切手を貼る必要はありません。）に入れて、令和7年9月22日（月）までにポストに投函してください。
 7. 回答はインターネットでも可能です。インターネットで回答した方は、この調査票を返送していただく必要はありません。
- つき にじげん
次の二次元バーコードからアンケート専用ホームページを開いて、回答してください。

【二次元バーコード】



【URL】

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfaSEM9+Eu8y8yv2W9QozwLh6L5DLKGmoPi5XMBCEKntAApxg/viewform?usp=dialog>

あなたの年齢をお答えください。(あてはまる番号1つに○)

※令和7年4月1日現在の時点でお答えください。

1. 18～29歳 2. 30～39歳 3. 40～49歳
4. 50～59歳 5. 60～69歳 6. 70歳以上

1 人権全般について

問1 次に挙げる1～8の考え方について、あなたはどのように思いますか。

あなたの考えに近いものをお答えください。(各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | そう思う おも | そう思う おも | どちらかといえ ば | どちらともい えない | あまりそう思 わない おも | そう思 わない おも |
|--|------------|------------|--------------|---------------|---------------------|------------------|
| 1. 人権とは、すべての人に平等に保障されている、法に基づいた基本的な権利だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2. 人権が侵害されたときは、法的な手続きによって救済されるべきだと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3. 個人の権利よりも、伝統や慣習など地域全体の利益が優先されるべきだと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4. 「人権を守ること」は法律だけでなく、社会全体で取り組むべき課題だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5. 今の社会では、社会的に弱い立場の人が優遇される一方で、一般の人々の努力が認められていないと感じることがある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6. 権利ばかり主張して、我慢できない人が増えてきていると感じる | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7. 社会福祉に頼るのではなく、自立を目指してもっと努力するべきだと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8. 災害などの非常時には、支援が必要な人への特別な配慮ができてなくても仕方がないと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

問2 あなたは、過去5年ほどの間に、差別や人権侵害を受けた経験、またはそのような事例を見聞きしたことはありますか。ある場合は、それはどのようなことでしたか。
(あてはまる番号すべてに○)

1. あらぬ噂、悪口、陰口による、名誉・信用などの侵害
2. 学歴や職業、容姿などを理由とした不当な差別的待遇
3. 地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・嫌がらせ
4. 信条・性別・社会的身分などの違いによる不平等や不利益な扱い
5. 児童虐待(育児放棄や体罰、暴言など)
6. 高齢者虐待(不衛生な放置、暴力、暴言など)
7. 性的嫌がらせ(セクシュアル・ハラスメント)
8. 配偶者や恋人等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)
9. 特定の人にしつこくつきまとわれること(ストーカー行為)
10. 職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ(パワー・ハラスメント)
11. インターネット上での人権侵害
12. プライバシーの侵害
13. 差別されたり人権を侵害されたことはない
14. その他 ()

問3 あなたは、もし差別を受けたり人権を侵害されたりした場合、どのように対処しますか。または誰(どこ)に相談しますか。(あてはまる番号すべてに○)

1. 何もせずにながまんする
2. 相手に対して直接抗議する
3. 家族や親族・友人・知人など身近な人に相談する
4. 行政区の役員・民生委員・議員など地域の人に相談する
5. 人権団体やNPO法人などの民間機関に相談する
6. 県や町の行政窓口、警察、法務局、人権擁護委員などの公的機関に相談する
7. 弁護士に相談する
8. どうしたらよいかわからない
9. その他 ()

問4 あなたは学校や職場、地域などで次のような人権教育や研修を受けたことがありますか。
 それぞれについて、どこで受けたかをすべて選んでください。(各右欄のあてはまる番号すべてに○)

| | 小学校で受けた | 中学校で受けた | 高校で受けた | 大学・短大、専門学校で受けた | 住民対象の講座で受けた | 職場研修で受けた | 受けた記憶がない | 受けたことがない |
|-------------------------|---------|---------|--------|----------------|-------------|----------|----------|----------|
| 1. 部落差別に関する問題 (同和問題) | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 2. 障がい者の人権 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 3. 外国人の人権 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 4. 性的少数者の人権 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 5. 感染症による人権侵害に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 6. インターネットによる人権侵害に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| 7. いじめやハラスメントに関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |

※性的少数者…この調査では、性的指向 (どのような人を好きになるか) や性自認 (自分の性別をどう認識しているか) に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人々のことを表すため、「性的少数者」という用語を使用しています。

問5 あなたは次のような人権に関する宣言や条約・法律・条例を知っていますか。
 1～7のそれぞれについてお答えください。(各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | 内容を知っている | 言葉だけは知っている | 知らない |
|--|----------|------------|------|
| 1. 世界人権宣言 すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言です。 | 1 | 2 | 3 |
| 2. 女性差別撤廃条約 女性の権利と男女平等を確立するための国際条約です。 | 1 | 2 | 3 |
| 3. 人種差別撤廃条約 あらゆる形態の人種差別を撤廃することを目的とした国際条約です。 | 1 | 2 | 3 |

| | | | |
|--|--------------|--------------------|------|
| とい 問5 | 内容を 知っている | 言葉 だけは 知っている | 知らない |
| しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ 4. 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律） しょう りゆう ふとう さべつてきあつか きんし ごうりてきはいい りよ ぎ む ほうりつ 障 がいを理由とする不当な差別的 扱 いの禁止と、合理的配慮を義務とする法律です。 | 1 | 2 | 3 |
| かいしょうほう 5. ヘイトスピーチ解消法 ほんぽうがいしゅっしんしゃ たい ふとう さべつてきげんどう かいしょう む とりくみ すいしん かん ほうりつ （本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律） にほん す がいこくせき ひと しそん たい ふとう さべつてきげんどう 日本に住む外国籍の人やその子孫に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチ を規制する法律です。 | 1 | 2 | 3 |
| ぶらくさべつかいしょうすいしんほう ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ 6. 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律） ぶらくさべつ かいしょう ぶらくさべつ しゃかい じつげん むくてき ほうりつ 部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することを目的とした法律です。この ほうりつ ぶらくさべつ ゆる にんしき かいしょう すいしん 法律は、部落差別が許されないものであるとの認識のもとに、その解消を推進するこ とを定めています。 | 1 | 2 | 3 |
| そえだまちぶらくさべつ かいしょう すいしん かん じょうれい 7. 添田町部落差別の解消の推進に関する条例 ぶらくさべつかいしょうすいしんほう そえだまち ぶらくさべつ かいしょう かた さだ 部落差別解消推進法をもとに、添田町において部落差別の解消のあり方を定めた じょうれい 条例です。 | 1 | 2 | 3 |

2 同和問題について

とい 問6 ぶらくさべつ どうわもんだい さいしょ し じき ほうほう こた
問6 部落差別（同和問題）があることを最初に知った「時期」「方法」についてお答えください。
「知った時期」の枠から1つ、次に「知った方法」の枠から1つ選んで番号に○をしてください。

とい 問6-1 し じき ごろ
問6-1 知った時期はいつ頃ですか

1. 小学校入学前
2. 小学生の頃
3. 中学生の頃
4. 15歳～18歳未満
5. 18歳以後
6. 部落差別(同和問題)を知らない

かいどう かた
 6を回答した方は問8へ

とい 問6-2 し ほうほう なん
問6-2 知った方法は何ですか

1. 家族や親戚から
2. 友人(知人)、近所や職場の人から
3. 学校の授業で
4. 行政や職場の人権啓発事業で
5. 県や市町村の広報誌や冊子などで
6. マスコミを通じて
7. 被差別部落の当事者から
8. インターネットで
9. おぼえていない
10. その他
(具体的に)

問7 あなたが部落差別（同和問題）を初めて知ったとき、どんな気持ちでしたか。
あなたの気持ちに最も近いものをお答えください。（あてはまる番号1つに○）

1. そのような差別に怒りを感じた
2. 部落差別（同和問題）を早くなくしたいと思った
3. 人権・同和教育を徹底させるべきだと思った
4. 差別の辛さや惨さだけが強く印象に残った
5. 差別を受けている人たちは気の毒だと思った
6. 被差別部落（同和地区）の人とは関わりたくないと思った
7. 自分には関係ないことだと思った
8. よくわからなかった
9. その他（ ）

問8 もし、あなたの家族や親しい人が、被差別部落（同和地区）出身の人と結婚したいと言った場合、あなたはどのように思いますか。（あてはまる番号一つに○）

1. 特に気にならない
2. 少し気になるが反対はしない
3. できればやめてほしい
4. 絶対に反対する
5. わからない

問9 あなたが、土地の購入を検討する際、もしその地域が被差別部落（同和地区）であると知った場合、どのように思いますか。（あてはまる番号一つに○）

1. 特に気にならない
2. 少し気にはなるが購入の判断には影響しない
3. できれば避けたいと思う
4. 絶対に購入しないと思う
5. わからない

問10 部落差別（同和問題）解決のための取組をきっかけとして生まれた次の制度のうち、あなたが知っているものをお答えください。（あてはまる番号すべてに○）

1. 教育を受ける権利を保障するための「義務教育教科書無償制度」
2. 被差別部落（同和地区）の高校生を対象とした制度が基となって作られた、全ての高校生を対象とした「高校奨学金制度」
3. プライバシーを守るための「戸籍や住民票の閲覧制限」
4. 就職の際、企業が、応募者の適性・能力に無関係な事項を選考材料としないために設けられた「全国高等学校統一応募用紙」や「面接時の質問内容の制限」
5. いずれについても知らない

3 さまざまな人権課題について

問11 あなたは、次のような意見に対してどう思いますか。

あなたの考えに近いものをお答えください。(各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | そう思う | まあそう思う | いえない | どちらとも | おもわない | あまりそう | そうおもわない |
|---|------|--------|------|-------|-------|-------|---------|
| 1. 「男性は仕事、女性は家事・子育て」といった役割分担の考え方は、見直すべきだと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 2. 「同和対策事業特別措置法」(※)等による、被差別部落(同和地区)の人々に対して行われた特別な支援は逆差別だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 3. 企業は利益を優先するべきなので、知的障がい者や精神障がい者などの雇用が進まなくても仕方がない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 4. 高齢者が自動車運転免許証を返納しても、生活に困らないように移動手段を考える必要があると思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 5. 職場の雰囲気づくりのためなら、軽い性的な冗談を問題にする必要はない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 6. 性的少数者が社会で話題になることがあるが、身近にはいないと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 7. ネット上に差別を助長する表現や内容が見られる場合でも、表現の自由の観点から、安易に規制するべきではないと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 8. 在日外国人労働者が賃金や労働時間などの面で不利益な扱いを受けないように支援する必要があると思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 9. 職場の上司は、指導上必要であると思ったら、人前であっても厳しく部下を指導するべきである | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 10. 子どものしつけのためなら、時には親(大人)が体罰を行ってもやむを得ないことがある | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |
| 11. エイズ(HIV)やハンセン病患者・回復者がいる職場では、一緒に働くのは不安だと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | |

※同和対策事業特別措置法：同和地区(かつて被差別部落と呼ばれた地域)の住民に対する差別を解消し、生活環境や福祉、教育などの分野で社会的・経済的地位の向上を図るため、国と地方公共団体が協力して事業を行うことを定めた法律で、この法律に基づく事業は平成14年3月に終了しました。

次ページに続く

| | | | | | |
|--|----------------|----------------------|-------------------------------|---|----------------------------------|
| とい 問11 | そう 思う おも | まあ そう 思う おも | ど ちら とも い え ない | あ ま り そ う 思 わ な い おも | そ う 思 わ な い おも |
| 12. 社会で問題を起こした人が、インターネット上で長く非難され続けるのは、仕方がないと思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 13. 貧困や家族の介護などの事情で、子どもが教育を受ける機会に格差があってもやむを得ない | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 14. いじめの問題では、いじめられる側にも原因や問題があると思う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

とい
問12 次のことからについてどう思いますか。あなたの考えに近いものをお答えください。
(各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | 思 う おも | 良 い こ と だ と | ま あ そ う 思 う おも | い え な い | ど ち ら と も | だ と は 思 わ な い おも | あ ま り 良 い こ と | 思 わ な い おも | 良 い こ と だ と |
|--|--------------|----------------------------|----------------------------------|------------------|-----------------------|---------------------------------------|---------------------------------|------------------------|----------------------------|
| 1. 同性婚が認められること | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 2. 学校の制服で、スカートかズボンを子どもたち自身が選べるようになったこと | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 3. 身体的な健康だけでなく、心の健康も大事にされること | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 4. ユニバーサルデザイン(※)が標準になること | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |
| 5. 外国人労働者が増えること | 1 | | 2 | | 3 | | 4 | | 5 |

※ユニバーサルデザイン：年齢や能力、障がいの有無に関係なく、すべての人にとって使いやすく、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

問13 あなたは、次のようなことについて差別や人権侵害だと思いませんか。

あなたの考えに近いものをお答えください。(各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | 差別や人権侵害だと思 う | どちらかといえはそう思 う | どちらともいえない | そう思わない | どちらかといえは 思わない | 差別や人権侵害だ と思わない |
|---|-----------------|------------------|-----------|--------|------------------|-------------------|
| 1. 高齢であることが理由に、就職が困難だったり、労働条件が不利になること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2. 行政機関や不動産取引業者に「どこが被差別部落(同和地区)か」と問い合わせること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3. 女性ということだけで、大学の医学部入試で女子学生の得点を一律に減点すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4. 特定の国の出身者に対して、「日本から出て行け」と主張すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5. 同性パートナー(※)が病院や行政機関などで家族として認められていないこと | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6. インターネット上に被差別部落(同和地区)の地名や所在地が明らかになるような書き込みをすること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7. 子どもの人権を守るために、子どものSNS利用を制限すること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8. 障がい者を理由に施設の利用を断られること | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

※同性パートナー：法的にはまだ認められていないが、性別が同じ者同士、または性の多様性を含む人同士で
支え合い、共に生きていく関係を持つカップル

問14 次のような場面に出会ったとき、あなた自身はどう行動すると思いますか。

あなたの考えに近いものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

A 隣家でしばしば子どもの泣き叫ぶ声と親の怒鳴り声が聞こえ、虐待が疑われる場合

1. 関わらないようにする
2. 直接隣家の親にたずねる
3. 県や町の相談窓口、児童相談所などに連絡する
4. 警察に連絡する
5. 民生委員・児童委員や行政区域長などの地域の役員に相談する
6. その他 ()

B 街で白い杖を持った人や車椅子の人が、介助を求めている場合

1. 黙ってとおりに過ぎる
2. 周りの人の様子を見ながら、手を貸すかどうか決める
3. すぐに手を貸すか、一人で無理なら他の人の手助けを求める
4. その他 ()

C 友人から性的少数者であることを打ち明けられた場合

1. 信頼して打ち明けてくれたことに感謝する
2. 相手を尊重し悩みなどの話を聞く
3. 他の友人に相談する
4. その友人と距離を置く
5. わからない
6. その他 ()

D インターネット上の差別的な表現や情報を見かけた場合

1. 何もしない
2. 信頼できる情報かどうかを確認する
3. 友人や家族などにどうしたらよいか相談する
4. 通報や削除依頼など何らかの対応をする
5. 自分の考えをSNSなどで発信する
6. そのような状況に出会ったことがない
7. その他 ()

問15 人権課題を解決するため、1～9についてあなたの考えに近いものをお答えください。
 (各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | そう思う おも | そう思う おも | どちらかといえ ば | どちらともい えない | あまりそう思 わない | そう思 わない |
|--|------------|------------|--------------|---------------|---------------|------------|
| 1.一人ひとりが思いやりや優しさを持てば、人権の問題はなくなると思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2.人権の問題は特別な立場の人だけの問題ではなく、自分自身の問題 として、関わる事が大切だと思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3.差別や偏見を受けている人の思いや意見をしっかりと聞き、交 流する 事が大切だと思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4.差別や人権侵害をなくすために、法律を整備する必要があると思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5.差別を受けている人たちが、社会に向けて声を上げることが大切だ と思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6.差別をなくし、人権についての理解を深めるために、教育や啓 発を 続けることが必要だと思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7.人権問題は、まず行政が責任を持って取り組むべきだと思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8.差別は口に出さず、そっとしておけば、いづれなくなると思 う | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 9.人権問題は、差別を受けている人の問題であって、自分には関係な い | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |

4 添田町が実施している人権施策について

問16 現代社会には、さまざまな人権課題がありますが、添田町が人権施策を行うにあたって、どの人権課題に重点を置くべきだと思いますか。

あなたの考えに最も近いものをお答えください。(各右欄のあてはまる番号1つに○)

| | 重点を置くべきだと思います | 置くべきだと思う | どちらかといえば重点を置くべきだと思う | あまり重点を置くべきだとは思わない | 重点を置くべきだとは思わない | わからない |
|---|---------------|----------|---------------------|-------------------|----------------|-------|
| 1. 女性の人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 2. 子どもの人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 3. 高齢者の人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 4. 障がい者の人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 5. 部落差別（同和問題）に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 6. 性的少数者の人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 7. 日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人の人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 8. 感染症（新型コロナウイルス感染症・HIV/エイズ・ハンセン病など）による人権侵害に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 9. インターネットやSNSによる人権侵害に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 10. 災害に起因する人権に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 11. ヘイトスピーチによる人権侵害に関する問題 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | |
| 12. その他に重点を置くべきだと思う人権課題があれば記入してください。 () | | | | | | |

問17 あなたは、小学校・中学校（義務教育課程）で行う人権教育について、どのようなことが大切だと思いますか。あなたの考えに最も近いものをお答えください。

（あてはまる番号3つまでに○）

1. 思いやりや人権の大切さなど、人権意識の向上に重点を置いた人権教育が必要だと思う
2. ボランティア活動などの体験を通じた学びを重視した人権教育が必要だと思う
3. 誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないよう、インターネットの正しい使い方を含めた人権教育が必要だと思う
4. 学校での人権学習を子どもが家庭でも考える機会につなげることが大切だと思う
5. 子どもが学んだ人権学習の内容をもっと地域全体にも発信し、啓発につなげることが必要だと思う
6. 特に思うことはない
7. わからない
8. その他（ ）

問18 過去5年間のうち、添田町の人権講演会や隣保館講演会への参加について、お答えください。

問18-1 「講演会に参加したことがありますか」（あてはまる番号1つに○）

1. 参加したことがある
2. 参加したことがない



2を回答された方

問18-2 「2. 参加したことがない」と回答された方のみ「参加されなかった理由」をお答えください。（あてはまる番号1つに○）

1. 自分には関係ないと思い、参加しなかった
2. そのような講演会・研修会があることを知らなかった
3. 知っていたが、参加する気がなかった
4. 平日は忙しくて都合がつかなかった
5. 日程が合わなかった
6. 職場の研修会などに参加しているため、参加しなかった
7. 人権について十分知っているので、受ける必要がないと思った
8. その他（ ）

問19 あなたが人権課題に関する知識や情報を得る上で、役に立っていると思うものをお答えください。(あてはまる番号すべてに○)

1. 行政の広報誌やパンフレット
2. 住民対象の講演会やイベント
3. 職場を通しての研修会
4. マスコミの報道
5. インターネット
6. その他のメディア
7. 知人や家族等との会話
8. 特にない
9. その他 ()

問20 今後、添田町が行う人権施策について、重点的に取り組んだ方が良くと思うものはどれですか。あなたの考えに近いものをお答えください。(あてはまる番号3つまでに○)

1. 人権講演会等の人権に関して学ぶ機会を増やす
2. 人権啓発のチラシや広報など、自宅で学べる機会を増やす
3. 様々な人権問題に関する相談窓口の周知を図る
4. 子どもの人権教育の充実を図る
5. 職場(事業主)に対しての啓発を行い、職場等での人権意識の向上を図る
6. 地域住民同士の交流を通じて、多様性を理解する機会を設ける
7. 人権に関する掲示物を増やし、町民の目に留まりやすいようにする
8. 特にない
9. その他 ()

問21 添田町が行う人権施策について、あなたのご意見をお聞かせください。

～ ご協力ありがとうございました。 ～

同封の返信用封筒で、9月22日(月曜日)までに返送してください。